

会 議 案 第 号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和 年 月 日

大 津 市 議 会 議 長
幸 光 正 嗣 様

提 出 者

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の委任による専決処分)</p> <p>第6条の5 一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 1件100,000円以下の市の現金 又は物品の亡失又は毀損があった場合に おいて、<u>法第243条の2の8第8項</u>の 規定による市職員の損害賠償責任の免除 に関すること。</p> <p>(3)~(10) 一略一</p>	<p>(議会の委任による専決処分)</p> <p>第6条の5 一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 1件100,000円以下の市の現金 又は物品の亡失又は毀損があった場合に おいて、<u>法第243条の2の9第8項</u>の 規定による市職員の損害賠償責任の免除 に関すること。</p> <p>(3)~(10) 一略一</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律により、引用する条に繰下げが生じることに伴い、所要の改正を行うもの

会 議 案 第 号

大津市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和 年 月 日

大 津 市 議 会 議 長
幸 光 正 嗣 様

提 出 者

大津市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市議会個人情報保護条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
<p>(定義)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～9 一略一</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 一略一</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～9 一略一</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 一略一</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利	一略一	一略一	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利

		用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
—略—	—略—	—略—

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) —略—

2 —略—

(1) —略—

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報フ

		用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
—略—	—略—	—略—

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) —略—

2 —略—

(1) —略—

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人

<p>イルを含む。)</p> <p>イ〜キ 一略一</p> <p>(2)及び(3) 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第27条 一略一</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 一略一</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>情報ファイルを含む。)</p> <p>イ〜キ 一略一</p> <p>(2)及び(3) 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第27条 一略一</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 一略一</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>
--	--

<p>3 一略一 (訂正請求の手続)</p> <p>第32条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると 思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 一略一 (利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、</p>	<p>3 一略一 (訂正請求の手続)</p> <p>第32条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると 思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 一略一 (利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求</p>
--	--

<p>その補正を求めることができる。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する<u>適切な措置</u>)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>めることができる。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する<u>情報の提供等</u>)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）により、引用する条に繰下げが生じること等に伴い、所要の改正を行うもの

大津市議会議長告示第 号

大津市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

改正前	改正後
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(6) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(8) 一略一</p> <p>(9) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(10) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(11) 一略一</p> <p>(12) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(13)～(17) 一略一</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(6) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(8) 一略一</p> <p>(9) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の<u>免許情報記録の番号</u></p> <p>(10) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(11) 一略一</p> <p>(12) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(13)～(17) 一略一</p>

<p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>次に定める事項</u>を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2～8 一略一</p> <p>9 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は<u>報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>ア及びイ 一略一</p> <p>(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は<u>報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの</p> <p>10 一略一</p> <p>(開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p>	<p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>に掲げる事項</u>を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2～8 一略一</p> <p>9 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは<u>報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>ア及びイ 一略一</p> <p>(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは<u>報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの</p> <p>10 一略一</p> <p>(開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p>
---	--

<p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>2～5 ー略ー</p> <p>（開示決定の通知）</p> <p>第11条 ー略ー</p>	<p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>2～5 ー略ー</p> <p>（開示決定の際に通知すべき事項）</p> <p>第11条 ー略ー</p>
<p>備考 改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

様式第2号、様式第12号及び様式第18号中「 健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。ただし、第3条第9号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。